

## 江戸川区施工能力審査型総合評価方式の取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の規定に基づき、江戸川区（以下「区」という。）が発注する工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、入札の際に、工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「施工能力審査型総合評価方式」という。）を実施するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）第2条第3号に規定する契約担当者をいう。
  - (2) 工事成績点 区が過去に発注した工事に係る施工成績の評定（江戸川区請負工事成績評定事務要綱（平成14年4月1日施行）による評定をいう。）の合計点をいう。
  - (3) 一級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
  - (4) 二級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号八に該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号八に該当することとなるものを受けた者であって、一級技術者以外のものをいう。
  - (5) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号八に該当する者で、一級技術者及び二級技術者以外のものをいう。
  - (6) CORINS 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- (対象工事等)

第3条 施工能力審査型総合評価方式の対象工事は、原則として予定価格（消費税相当額を含む。以下同じ。）が、4,000万円以上の工事案件から選定する。ただし、建設共同企業体に発注する工事を除く。

2 具体的な対象工事は、工事主管課と契約担当者が協議の上、決定するものとする。

### (学識経験者への意見聴取)

第4条 落札者決定基準（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。）を決定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事

項について、二人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

（１） 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

（２） 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無

2 前項第２号の意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（施工能力審査型総合評価方式における入札方式）

第５条 施工能力審査型総合評価方式の実施は、希望型指名競争入札によるものとする。ただし、工事内容に応じ、予定価格が１億５,０００万円以上の工事において施工能力審査型総合評価方式を実施する場合は、制限付一般競争入札によるものとする。

2 第８条第２項に規定する工事成績評価点の算定の基礎となる工事成績点のうち、最直近のものが６０点未満である者は、入札参加を認めないものとする。

（評価の方法）

第６条 施工能力審査型総合評価方式の評価は、価格点、施工能力評価点及び地域・社会等貢献点を合計した評価値による。ただし、必要によりこれらの評価項目以外に、当該工事の施工に有用な評価項目を追加することができる。

（価格点の算定方法）

第７条 価格点の算定は、次のとおりとする。

解体工事  $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

解体工事以外の案件  $150 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

2 価格点の上限は、当該案件における落札者決定基準で定める満点基準価格により算定した点数とする。

（施工能力評価点の算定方法）

第８条 施工能力評価点は、２３点満点で、算定は工事成績評価点、配置予定技術者の資格点及び配置予定技術者の実績点の合計によるものとし、点数配分は次のとおりとする。

工事成績評価点：配置予定技術者の資格点：配置予定技術者の実績点

= １６点：３点：４点

2 工事成績評価点は、次に掲げる表の工事成績点の平均の区分に応じ、当該区分に掲げるものとする。

工事成績点の平均	工事成績評価点
0点以上40点未満	0
40点以上50点未満	1
50点以上55点未満	3
55点以上60点未満	5
60点以上62.5点未満	8
62.5点以上65点未満	9
65点以上67.5点未満	10
67.5点以上70点未満	11
70点以上72.5点未満	12
72.5点以上75点未満	13
75点以上77.5点未満	14
77.5点以上80点未満	15
80点以上100点以下	16

- 3 工事成績評価点の算定の対象となる工事は、江戸川区建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とすることを原則とし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定するものとする。
- 4 工事成績点の平均は、発注工事の公表日の属する年度及びその前3年度内に完了した工事のうち、直近3件までの工事成績点の相加平均とする。ただし、工事成績点が60点未満のものは、当該工事成績点を0点として算定するものとする。
- 5 配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。この場合において、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
- 6 配置予定技術者の実績点は、次のとおり算定するものとする。
  - (1) 配置予定技術者の実績点は、4点満点とし、配置予定技術者が、同種工事について監理技術者として関わった場合に4点、主任技術者として関わった場合に3点、担当技術者として関わった場合に2点、類似工事について監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者として関わった場合に2点、担当技術者として関わった場合に1点とする。

(2) 前号の同種工事とは、CORINSの工事区分で当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模や請負金額等が当該発注工事と同程度以上のものを、起工時に指定する。

(3) 第1号の類似工事とは、CORINSの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模や請負金額等が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。

(4) 配置予定技術者の実績点は、CORINSに登録されたデータから算定する。

(地域・社会等貢献点の算定方法)

第9条 地域・社会等貢献点は、7点満点で、算定は区内業者点、環境配慮点、障害者雇用対策点及び災害協定点の合計によるものとし、点数配分は次のとおりとする。

区内業者点：環境配慮点：障害者雇用対策点：災害協定点

= 3点：1点：1点：2点

2 区内業者点は、3点満点とし、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）における区の入札参加資格について、区内に所在する本店で取得している場合に3点、区内に所在する支店又は営業所で取得している場合に1点とする。

3 環境配慮点は、電子調達サービスにおける区の入札参加資格を取得した営業活動の拠点について、ISO14001又はエコカンパニーえどがわの認証を取得し、登録している場合に1点とする。

4 障害者雇用対策点は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の雇用がある場合に1点とする。

5 災害協定点は、区と災害協定を締結している場合（区と災害協定を締結している団体の構成員である場合を含む。）に2点とする。

追加〔令和元年要綱121号〕

（落札者の決定及び低入札価格調査）

第10条 落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、第6条の評価値の最も高いものとする。ただし、当該入札価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回った場合は、落札者の決定を保留し、江戸川区低入札価格審査委員会に付議するものとする。

2 前項本文に規定する評価値の最も高いものが2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（公表事項）

第11条 施工能力審査型総合評価方式を実施しようとする場合は、発注工事の公表において、次に

掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- (1) 施工能力審査型総合評価方式の対象業務であること。
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 施工能力評価点及び地域・社会等貢献点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (7) 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。

(資料の提出等)

第12条 入札参加希望者は、参加希望申請手続を行うとともに、公表事項に基づき、施工能力評価点申告書、地域・社会等貢献点申告書、工事成績評定書、配置予定技術者の保有資格等の必要な資料を提出するものとする。

(施工能力評価点及び地域・社会等貢献点の審査)

第13条 施工能力評価点及び地域・社会等貢献点の審査に当たっては、公表事項において区が示した評価方法により評価するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月1日要綱第74号)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付 則 (平成23年9月1日要綱第96号)

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則 (平成30年4月1日要綱第34号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年10月9日要綱第121号)

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第7条から第9条までの規定は、施行日以後に入札の公告又は初度の公表を行う工事案件について適用し、施行日前に入札の公告又は初度の公表を行った工事案件については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第3条の規定は、施行日以後に入札の公告又は初度の公表を行う工事案件について適用し、施行日前に入札の公告又は初度の公表を行った工事案件については、なお従前の例による。